令和元事業年度

事業報告書

令和2年6月

独立行政法人環境再生保全機構

目次

1.	珥	里事長メッセージ	3
2.	法	去人プロフィール	5
	1	法人の目的	5
	2	業務内容	5
	3	沿革	6
	4	設立に係る根拠法	7
	⑤	主務大臣	7
	6	事務所の所在地	7
	7	組織体制	8
3.	中	中期目標・中期計画・年度計画	9
4.	수	う和元年度トピックス (業績の適正な評価の前提情報等)	12
各	事	業のこれまで・これから	13
	1	公害健康被害補償業務	13
	2	公害健康被害予防事業	16
	3	地球環境基金事業	19
	4	PCB 廃棄物処理助成業務	22
	⑤	最終処分場維持管理積立金管理業務	24
	6	石綿健康被害救済業務	26
	7	環境研究総合推進費業務	29
	8	承継業務(債権管理回収業務)	32
	9	ERCA 全体の人材育成	34
5.	持	寺続的に適正なサービスを提供するための源泉	36
ES	SG	(環境・社会・ガバナンス)の取組	36
	1	経営理念とガバナンス(内部統制)	36
	2	社会貢献の取組	38
	3	主な広報活動	39
	4	環境配慮の取組	41
法	人(の強み・基盤を維持・創出していくための源泉	42
	1	役員等の状況(令和2年3月31日現在)	42
	2	職員の状況	42
	3	重要な施設等の整備等の状況	43
	4	純資産の状況	43
	⑤	財源の状況	43
	6	主要な特定関連会社等の状況	44
	7	主要な財務データの経年比較	44
	8	翌事業年度の予算、収支計画、資金計画(法人単位)	44
6.	業	養務運営上の課題・リスク及びその対応策	46

① リスク管理の状況	46
② 業務運営上の課題・リスク及びその対応事項	46
7. 業務の成果と使用した資源との対比	48
① 令和元年度の業務実績とその自己評価	48
② 第3期中期目標期間の主務大臣評価の状況(参考)	49
8. 予算と決算との対比	50
9. 簡潔に要約された財務諸表(法人全体)	51
① 貸借対照表	51
② 行政コスト計算書	51
③ 損益計算書	51
④ 純資産変動計算書	52
⑤ キャッシュ・フロー計算書	52
10. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報	53
① 貸借対照表	53
② 行政コスト計算書	53
③ 損益計算書	53
④ 純資産変動計算書	53
⑤ キャッシュ・フロー計算書	53
11. 参考情報	54
財務諸表の科目	54
業務実績等報告書、事業報告書、財務諸表等	56

1. 理事長メッセージ

独立行政法人環境再生保全機構(ERCA)は、公害健康被害補償予防協会の業務全部と環境事業団の業務の一部を引き継ぎ、平成16年4月に設立されました。

ERCA は、法律で定められた環境の再生と保全のための各種業務を適切かつ着実に推進するとともに、独立行政法人に求められる自主的、自律的な組織運営と業務運営を行い、また、環境分野の政策実施機関として、国民の皆様に質の高いサービスを提供できるよう努めてまいりました。

―― 次世代を担う「人づくり」に取り組む 5 年間

令和元年度、新しい時代の幕開けとともに、ERCA の第 4 期中期目標期間(令和 5 年度まで)がスタートしました。この第 4 期、ERCA は次世代の人材育成「人づくり」を各事業共通のテーマとして取り組んでいます。

ERCA の事業は、昭和 49 年にスタートした公害健康被害者への補償給付等を行う「公害健康被害補償業務」から、平成 28 年に環境省から移管された行政ニーズに合致した研究を推進する「環境研究総合推進費業務」に至るまで、その成り立ちの時期や背景、環境政策の分野、事業対象のステークホルダーとしても多種多様です。時とともに制度を取り巻く社会環境等が変化しても、それぞれの事業において実現すべき価値を持続的・継続的に提供していく必要があります。

環境問題は空間的・時間的に拡がりのある問題であり、第五次環境基本計画(平成30年4月17日閣議決定)においては、環境・経済・社会に関わる複合的課題の解決に向けて、多様な主体の参加によるパートナーシップがより重要とされています。



ERCA においても、あらゆる関係者との協

働・連携を強く意識しながら、次世代の環境活動の担い手等の「人づくり」の取組を推進してまいります。

■令和元年度主な「人づくり」の取組

事業対象者等の支援・育成

- ・医療従事者向け研修受講者の「予防事業人材バンク」登録・派遣
- ・環境 NGO 等の若手プロジェクトリーダー育成支援
- ・全国ユース環境活動発表大会(高校生;全国大会・ 地方大会)
- ・石綿関連疾患の医学的知見、認定基準等の普及 (中皮腫細胞診実習研修会、学会セミナー等)
- ·環境研究総合推進費の「若手枠(革新型研究開発)」設置、若手研究者向け講習等

事業を担う職員の育成

- ・公害健康被害補償法にかかる内部研修会
- ・環境省、研究開発法人等との人材交流(職員の出向等)
- ・職員研修(組織内共通研修・各事業専門 研修)や人事評価制度の的確な運営

―― どのような時代でも、社会に価値を提供し続けることのできる組織に

現代は VUCA 時代(Volatility:変動性、Uncertainty:不確実性、Complexity:複雑性、Ambiguity:曖昧性)と称されるように、社会の複雑化等により、将来の予測が立ちにくい状況にあります。その中では、

これまで想定になかったような事象への対応も求められます。令和元年 12 月以降、全世界に短期間で 広がった「新型コロナウイルス感染症」への対応も、その一つと言えるでしょう。

ERCA においても感染拡大防止のため、令和 2 年 1 月以降、イベント等の中止・延期や、開催方法の変更を余儀なくされました。4 月には我が国において緊急事態宣言が発令されたことから、BCP (Business Continuity Plan:災害発生時等の業務継続計画)を発動し、来客窓口の一時閉鎖、職員の在宅勤務等の措置を講じてきましたが、終息までの見通しはつかず、引き続き感染防止対策や「新しい生活様式」への適合等に取り組んでいく必要があります。

人と人との接触機会を削減する必要に迫られる中で、これまでのようなイベント等を通じた国民の皆様との交流、事業対象者の方々との対話、役職員の直接的なコミュニケーション等の機会は確実に減っており、今後の事業実施には不安な点も多くあります。

しかし、私たちは、この「将来への不安」を「今後への期待」に転換していかなければなりません。直接的なコミュニケーションの減少をICTの活用や職員の創意工夫で補い、さらなる事務の効率化、ステークホルダーとの結びつきや連携の強化等につなげていきたいと考えています。



(令和元年度エコライフ・フェア(エコリング・チャレンジ)の様子: 原田環境大臣(当時)、ERCA 役職員と)

このようにピンチをチャンスに変えるためには、挑戦や失敗を許容する職場風土、そして職員一人ひとりが働きがいを感じ、モチベーションやエンゲージメントを持って主体的に業務を遂行することが必要です。その基盤の一つとなるのが、ERCA職員育成の取組です。

第 4 期中期目標期間において、ERCA は、そのミッションを達成するために必要な「組織の将来像を描ける人材」及び「各部門における様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材」を育成することとしています。

どのような時代にあっても国民の皆様のお役に立てるように、社会に価値が提供できるように、「私たちの提供するサービスが、どのように受け止められているのか」を職員がしっかりと把握し、現場での「気づき」から、将来に向けた議論・検討、新しい発想による業務改革等ができる組織づくりを目指しています。

折しも、この令和元年度から新・事業報告ガイドラインが適用され、非財務情報の充実、そして法人の「過去・現在・将来情報」の整理・提供が求められることとなりました。私たち ERCA としても、過去の原点や歴史に立ち返るとともに、現在の事業対象者の状況やその変化を捉え、取組の効果等を把握・検証し、将来にわたって社会的課題の解決、環境・社会・経済の統合的向上に寄与することができるよう、引き続き取り組んでまいります。

この場をお借りしまして、皆様には、日頃から当機構の業務運営にご理解とご協力をいただいている ことに御礼申し上げますとともに、今後ともご指導・ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

令和2年6月 理事長 小辻 智之

2. 法人プロフィール

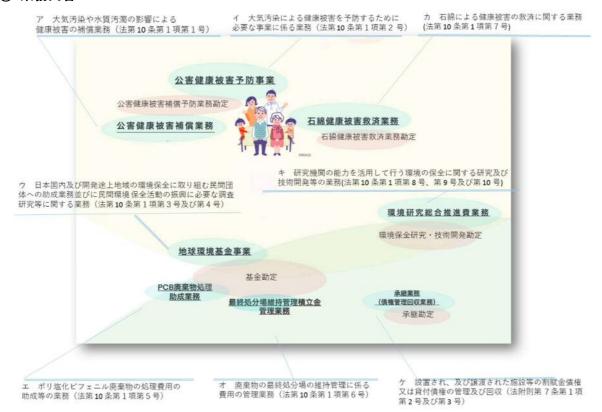
法人の概要

① 法人の目的

ERCA は、公害に係る健康被害の補償及び予防、民間団体が行う環境の保全に関する活動の支援、ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理の円滑な実施の支援、維持管理積立金の管理、石綿による健康被害の救済、研究機関の能力を活用して行う環境の保全に関する研究及び技術開発等の業務を行うことにより良好な環境の創出その他の環境の保全を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的としています。

(独立行政法人環境再生保全機構法(以下「機構法」という。)第3条)

② 業務内容

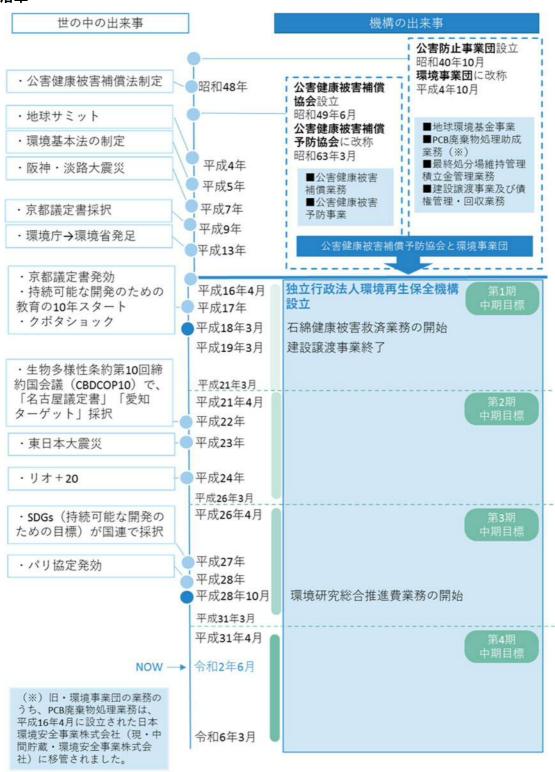


ERCA は、機構法第3条の目的を達成するため以下の業務を行います。

- ア 大気汚染や水質汚濁の影響による健康被害の補償業務(機構法第10条第1項第1号)
- イ 大気汚染による健康被害を予防するために必要な事業に係る業務(機構法第 10 条第 1 項第 2 号)
- ウ 日本国内及び開発途上地域の環境保全に取り組む民間団体への助成業務並びに民間環境 保全活動の振興に必要な調査研究等に関する業務(機構法第10条第1項第3号及び第4号)
- エ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理費用の助成等の業務(機構法第10条第1項第5号)
- オ 廃棄物の最終処分場の維持管理に係る費用の管理業務(機構法第10条第1項第6号)
- カ 石綿による健康被害の救済に関する業務(機構法第10条第1項第7号)
- キ 研究機関の能力を活用して行う環境の保全に関する研究及び技術開発等の業務(機構法第

- 10条第1項第8号、第9号及び第10号)
- ク 良好な環境の創出その他の環境の保全に関する調査研究、情報の収集、整理及び提供並び に研修(機構法第10条第2項)
- ケ 設置され、及び譲渡された施設等の割賦金債権又は貸付債権の管理及び回収(機構法附則 第7条第1項第2号及び第3号)

③ 沿革



④ 設立に係る根拠法

独立行政法人環境再生保全機構法(平成 15 年法律第 43 号)

⑤ 主務大臣

ERCA の役員及び職員並びに財務及び会計その他管理業務に関する事項については、環境大臣が主務大臣です。また、業務の一部は農林水産大臣、経済産業大臣、国土交通大臣及び環境大臣が主務大臣となっています。

	業務内容	主務大臣
1	役員及び職員並びに財務及び会計その他	環境大臣
	管理業務	
2	機構法の附則に揚げる債権の管理・回収	環境大臣
	等の業務	
3	民間団体による環境保全の活動の支援業	農林水産大臣、経済産業大臣、
	務及びこれらに附帯する業務	国土交通大臣及び環境大臣
4	3の業務以外の業務	環境大臣

⑥ 事務所の所在地

本部: 神奈川県川崎市幸区大宮町 1310番

東京事務所: 東京都千代田区麹町5丁目7番2号

⑦ 組織体制

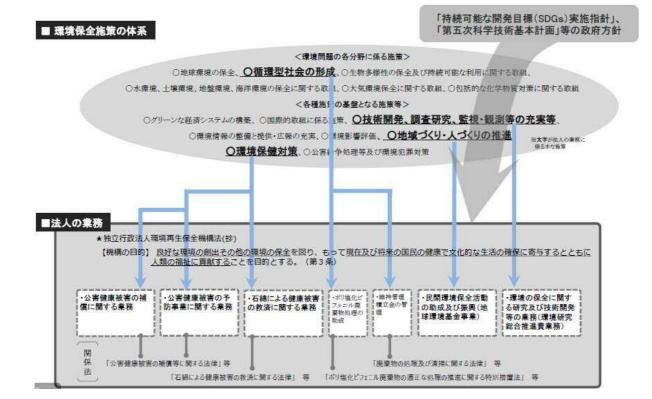
組 織

[7部 1室 18課] 役員 6人(うち非常勤1人) 職員148人 上席審議役 特命の業務に係る統括 総 課人事、給与、福利厚生等 総 務 部 企 画 課 総合企画、総合調整等 財 課予算・決算の総括等 務 経 理 課調達及び契約手続の総括等 財 部 課 現預金の出納保管、資金管理委員会事 務局運営等 숲 計 債権管理回収課債権の管理・回収等 事 長 理 3 人 1人 課 賦課金の申告・納付指導、 賦課金の徴収決定等 業 務 監 事 補償業務部 調 査 管 理 課 申告書等の審査、納付金の納付 等 2人(うち非常勤1人) 管 理 課予防基金の管理、情報提供 予防事業部 課 予防事業に係る調査研究、自治 事 業 体助成金の交付等 基 金 管 理 課 地球環境基金の管理、寄付金、PCB基 金、維持管理積立金の管理 地球環境基金部 地 球 環 境 基 金 課 地球環境基金助成金の交付 企 画 調 整 課 拠出金徴収及び収納、基金の管 理等 報 業 務 課 情報収集、広報、認定・給付シ ステムの管理等 情 石綿健康被害 済 課申請等の受付、審査、認定 申 請 給 課教済給付等の支給等 付 研 究 推 進 課 環境研究総合推進費の公募、審 査、評価等 環境研究総合 研 究 業 務 課 環境研究総合推進費に係る契 約、補助金交付等 内部監査、外部機関の検査又は 監 室 查

監査等

3. 中期目標・中期計画・年度計画

政策体系における法人の位置づけ及び役割(ミッション)



■第4期中期目標(令和元年度~令和5年度)

ERCA の第 4 期中期目標では、政策を取り巻く環境の変化として、我が国が環境、経済、社会に関わる複合的な課題に直面していること、世界的にも SDGs の採択など脱炭素社会に向けた時代の転換点にあること等を踏まえ、「地域循環共生圏」の創出など、持続可能な循環共生型の社会(環境・生命文明社会)の実現を目指すことが必要であるとされています。

このような社会の大きな転換期において、ERCA は以下のような経験、ノウハウ等の蓄積を「強み」として最大限に活かし、環境行政の状況やニーズの変化に対応しながら、歴史的背景や経緯のある補償・救済などの担い手としての役割を果たしていくことが求められています。

- 前身の機関を含めて昭和 40 年代から、環境政策の実施機関として多岐に渡る事務事業に取り組んできたことにより、豊富な経験やノウハウ、評価分析データ等を蓄積していること。
- 業務を適正かつ着実に遂行することにより、様々なステークホルダーからの信頼を獲得し、維持してきたこと。

他方で、これからの環境政策は、様々なイノベーションを引き起こし、それによって環境保全と経済・社会的課題との同時解決を図りつつ、新たなマーケットを創出していくこと—つまり環境政策がこれからの成長の「牽引役」となっていくこと—が重要とされています。ERCAには、競争的資金の配分等を通じ、環境の保全に関する研究・技術開発等の分野において、これからの成長の牽引役となるような環境政策を実現する機関を目指していくことも併せて求められています。

■第4期中期計画・令和元年度計画

主務大臣による第4期中期目標を受けて、ERCAとして策定した第4期中期計画と令和元年度計画との関係性は、次のとおりです。

詳細は、ERCA 第 4 期中期計画等(https://www.erca.go.jp/erca/koukai/rules.html)をご覧ください。

第4期中期計画と主な指標等

令和元年度計画と主な指標等

I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上

公害健康被害補償業務

- 1. 汚染負荷量賦課金の徴収率(申告率):毎年 度 99%以上
- 2. 汚染負荷量賦課金に係る申告額に対する収納率:毎年度99%以上
- 3. 補償給付費等の納付業務を適正かつ効率的に実施
- ・納付義務者からの相談等への的確な対応
- ・申告・納付指導や申告督励の強化
- ・未納の納付義務者に対する納付督励等
- ・オンライン申告促進等による利便性等の向上
- ・地方公共団体に対する指導調査、保健福祉事業の創意工夫事例等の情報提供

公害健康被害予防事業

- 1. 調査研究に係る外部有識者委員会の評価において、(5段階中)3.5以上
- 2. 事業環境等の変化に的確に対応した助成事 業の実施
- 3. 事業に必要な財源の確保と事業の重点化
- ・調査研究の採択・実施における外部有識者評価の研究者へのフィードバック等
- ・地方公共団体との意見交換、予防事業人材バンク活用等による、事業内容の充実・効果向上
- ・運用方針に基づく安全で有利な運用等

地球環境基金事業

- 1. 助成終了後 1 年以上経過した案件の活動継続率: 第 4 期中に 90%以上
- 2. 助成の効果等に係る外部有識者委員会の事後評価:(10点満点中)平均7.5点以上
- 3. 長期間にわたり自主的に環境活動に参画する人材創出のためのユース世代を対象とした取組の強化
- 4. 基金の充実のための、助成対象活動の国 民・事業者に対する理解促進

- ・助成終了後の継続性や発展性につながるよう 助成要件の見直し、情報提供等の支援充実
- ・ヒアリング・現地確認等による助成活動の進捗 確認、評価内容の次年度以降への活用
- ・全国の高校生や大学生などユース世代を対象 とした交流会、発表大会(地方・全国)、研修等 の実施
- ・ホームページ、SNS 等を活用した積極的な周知・広報、個人・企業からの寄付獲得の取組

PCB 廃棄物処理助成業務

1. 透明性・公平性を確保した堅実な制度運営

Rした堅実な制度運営 ·助成金交付等の適正実施、ホームページ公表

維持管理積立金管理業務

1. 透明性・公平性の確保

・積立金管理の適正実施、ホームページ公表

石綿健康被害救済業務

1. 認定申請・請求から認定等決定までの処理日数:第3期実績(平均122日)を維持

- ・判定申出前の積極的な医学的資料の収集
- 全国の保健所窓口担当者向け説明会等

- 2. 石綿健康被害者への救済制度の効果的な周 知、施行前死亡者の遺族への請求期限等の 制度周知
- 3. 納付義務者からの徴収率 100%
- ・第3期の成果を踏まえ、効果が高い広報媒体 による全国規模の広報展開
- ・医療機関、学会等と連携した制度周知
- ・法令に基づく適正な通知等の実施

環境研究総合推進費業務

- 1. 外部有識者委員会による事後評価において より客観的・定量的な評価指標の検討、5 段 階中上位 2 段階の評定を獲得する課題数の 割合 70%以上
- 2. 応募件数は第3期5年間の水準以上を確保
- 3. 革新型研究開発(若手枠)の応募 32 件以上 /年
- ・研究成果の社会実装の状況等を評価できるよう、他機関の取組を参考に評価指標を検討
- ・プログラムオフィサーや ERCA 職員による助言、情報提供等の充実
- ・公募説明会の実施、効果的な広報
- ・若手研究者の採択枠の増、講習会等による若 手研究者支援

Ⅱ. 業務運営の効率化に関する事項

- ○経費の効率化
- ○給与水準等の適正化
- ○調達の合理化

- ・所要の削減を見込んだ予算作成・効率的執行
- ・給与水準の検証・適正化と公表
- ・調達等合理化計画に基づく取組

Ⅲ. 財務内容の改善に関する事項

- ○財務運営の適正化
- ○承継業務に係る適切な債権管理等
- •適切な予算編成と資金運用
- ・回収困難案件増を踏まえた適切な管理・回収

Ⅳ. その他業務運営に関する重要事項

- 〇内部統制の強化
- ○情報セキュリティ対策の強化、適正な文書管 理等
- ○業務運営に係る体制の強化·改善、組織の活 性化
- 内部統制基本方針等に基づく取組
- ・情報システム対策、研修・訓練の実施
- 関係法令の改正等を踏まえた的確な対応
- ・働き方改革対応、研修等による人材育成
- ・環境配慮の取組、災害対応等の取組

4. 令和元年度トピックス (業績の適正な評価の前提情報等)

令和元年度業務実績等のポイント

1 組織全体としては、各事業とも概ね順調に推移。

事業	令和元年度の主な実績等		
公害健康被害補償業務	汚染負荷量賦課金の納付義務者からの申告率 99.7%、収納率(対申告額) 99.987%という高水準を維持		
公害健康被害予防事業	医療従事者・自治体職員の育成等により助成事業の内容充実、 高齢ぜん息患者の増加を踏まえ全国規模の治療実態調査に着手		
地球環境基金事業	評価スキームを通じた寄り添い型支援、平成27~29年度助成団体 の活動継続率81.1%、新たに地球環境基金レポートを発行		
PCB廃棄物処理助成業務	中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理費用に係る助成金交付(約19億円)等を適正に実施		
維持管理積立金管理業務	最終処分場設置者による維持管理積立金の積立て(約77億円)、 取戻し(約10億円)等に適正に対応		
石綿健康被害救済業務	判定申出前の医学的資料の収集等により、申請から認定までの処 理期間を95日に短縮(第3期平均比▲27日)		
環境研究総合推進費業務	客観性・定量性を高めた新評価方法を立案(令和2年度中間評価 から試行)、令和2年度新規課題公募に移管後最多328件の申請		
債権管理·回収業務	債権残高を34億円圧縮(115億円→81億円)、正常債権以外の債権 を9億円圧縮		

2 人づくり(次世代の人材育成)は、第3期中期目標期間から引き続き、各事業部を中心に実施。 他の機関との協働、組織内の連携等に課題。

事業対象者等の支援・育成	事業を担う職員の育成
 医療従事者向け研修受講者の「予防事業人材バンク」登録・派遣 環境NGO等の若手プロジェクトリーダー育成支援 全国ユース環境活動発表大会(高校生の全国大会・地方大会) 石綿関連疾患の医学的知見、認定基準等の普及(中皮腫細胞診実習研修会、学会セミナー等) 環境研究総合推進費の「若手枠(革新型研究開発)」設置、若手研究者向け講習等 	 公健法にかかる内部研修会 環境省、研究開発法人等との人材交流 (職員の出向等) 職員研修(組織内共通研修・各事業専門研修)や人事評価制度の的確な運営

3 今後の課題としては、特に<u>新型コロナウイルス感染症対策のため、事業の実施方法等の見直し(イベント、研修・発表会等への影響大)</u>。 我が国、世界的な感染状況等を踏まえ、検討・実施。

各事業のこれまで・これから

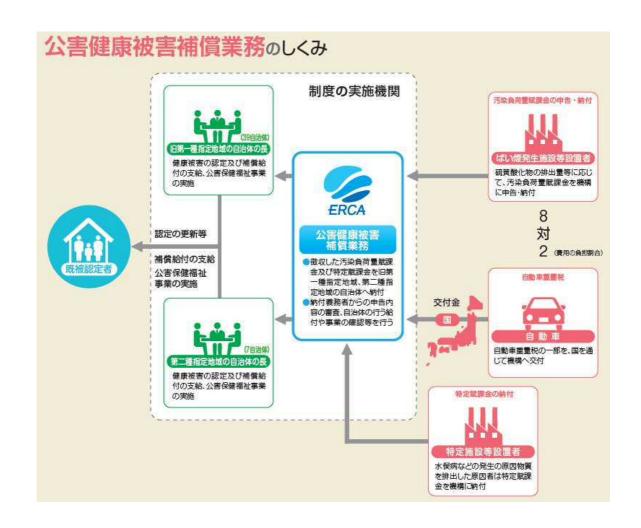
① 公害健康被害補償業務

i)事業のご紹介

公害健康被害補償制度は、昭和30年~40年代の著しい大気汚染と、それに伴う呼吸器系疾患をはじめとした健康被害の多発に対し、公害健康被害者の迅速かつ公正な保護を目的として、昭和49年に施行された行政上の補償制度です。

その後、硫黄酸化物による大気汚染が著しく改善されるなど大気汚染の状況が変化したことを踏まえ、昭和63年3月に大気汚染に係る地域(旧第一種地域:14ページの図参照)の指定が解除され、その後は新たな患者の認定は行われていませんが、令和2年3月末現在30,959人の被認定者に対して補償給付費の支給等が行われています。

ERCA は、汚染者負担の原則に基づき、公害健康被害者(被認定者)への補償給付等に必要な費用の一部を、ばい煙発生施設設置者等から「汚染負荷量賦課金」等として徴収し、それを公害に係る健康被害発生地域の都道府県等に納付する業務を行っています。(健康被害者への支給は、都道府県等から行っています。)



(図)旧第一種地域



(※)用語解説「第一種地域」とは 指定地域については、「相当範囲にわ たる著しい大気の汚染が生じ、その影響による疾病が多発している地域」を第 一種地域として指定することとされてい ます。

第一種地域は、これまで 41 地域が指定されており、これらの地域に係る疾病として、慢性気管支炎、気管支ぜん息、ぜん息性気管支炎及び肺気しゆ並びにこれらの続発症が定められていましたが、現在の大気汚染の状況、その健康への影響等を踏まえ、1988(昭和 63)年3月1日をもって、第一種地域の指定はすべて解除されました。

第一種地域の指定が解除されたことにより、1988(昭和63)年3月1日以降は、新たな認定は行われていません。

ii) 令和元年度の取組等

■確実な補償給付のために

ERCA は、健康被害者への補償給付等が適正に実施されるよう、納付義務者のご理解とご協力を得ながら「汚染負荷量賦課金」の徴収等に当たっています。

時代の移り変わりとともに、本制度が作られた当時の状況・経緯等の理解が薄まりつつありますが、 ERCA は、納付義務者に対する制度についての説明や相談への対応、申告及び納付期限の遵守に ついての指導、申告督励や納付督励などの取組を行い、令和元年度は申告率・収納率ともに目標の 99%を上回り、特に収納率は99.987%に達しました。

このほか、オンライン申告や電子納付の推進、「申告・納付の手引き」の改訂など、手続の利便性 向上にも取り組んでいます。

また、補償給付費等が健康被害者に対して適正に支給されるよう、地方公共団体への指導調査等により事務処理の適正化・効率化を図っています。

■制度の理念を継承していくために(人づくりの取組)

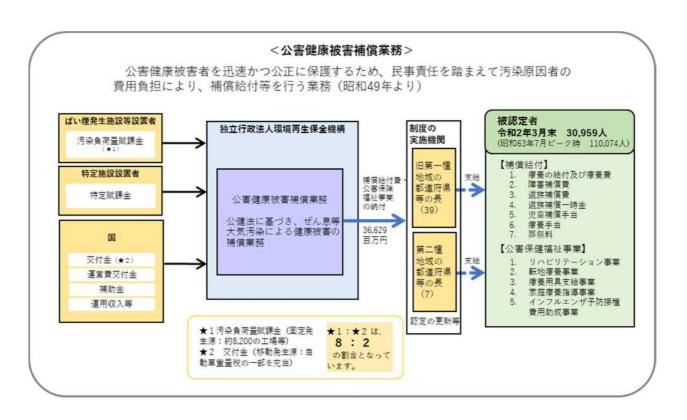
公害健康被害補償制度に長年携わってきた ERCA 職員が順次退職しつつあることを踏まえ、令和元年度は、本制度の趣旨や背景を次世代へと継承していくため、「公健法にかかる内部研修会」を開催しました。

この研修会は、法制定当初から現在に至るまで長年にわたり本制度に携わってきた環境法学者及び現場で給付等の実務に当たっている自治体職員を講師に招いて行いました。本制度に直接携わる ERCA 職員はもちろん、他部署の職員も多数参加し、本制度について学ぶ機会としました。

■将来に向けて

今後は、制度創設から半世紀近くが経過したことに伴う社会情勢の変化に柔軟に対応しつつ、汚染負荷量賦課金の適正・公平な徴収に一層努めます。

また、納付義務者の利便性·効率性を高める取組や地方公共団体の事務処理の適正化·効率化を 図るための取組、患者の減少・高齢化などの実態に対応した事業(公害保健福祉事業)の改善に向 けた取組を行います。



② 公害健康被害予防事業

i)事業のご紹介

公害健康被害予防事業(以下「予防事業」という。)は、大気汚染の影響による健康被害の予防に寄与するため、従来から国や地方公共団体が行ってきているぜん息等に対する対策や大気汚染の改善に関する施策を補完し、地域住民の健康の確保を図ることを目的として、昭和 63 年度より事業を実施しています。

事業の実施に当たっては、産業 界等の拠出及び国からの出資により造成された「公害健康被害予防 基金」の運用益により事業を実施し ています。

予防事業は、ERCA が自ら行う「直轄事業」と、事業を実施する地方公共団体への「助成事業」からなっており、大気汚染の影響による疾病が多発した旧指定地域とこれに準ずる地域として定められた計46地域で実施されています。(右の日本地図を参照)



ii) 令和元年度の取組等

予防事業は創設から 30 年余りが経過しましたが、その間のぜん息治療の向上等の変化に対応していくため、ぜん息の発作や症状がない状態を保てるよう、服薬指導など患者教育を中心とした事業展開を図っています。一方、事業実施の原資となる予防基金の運用益は、近年の低金利の影響を受けて縮小しており、より効果的・効率的な事業実施が求められています。

今後は、新型コロナウイルス感染症の状況も注視しつつ、ぜん息患者が日常生活を送る上での注意点や最新の医療情報を様々な媒体を通じて積極的に発信していくほか、感染予防を図る観点から ICT (Information and Communication Technology)を活用した事業の実施方法について検討を進めます。

■ERCA が自ら行う直轄事業

直轄事業では、調査研究、知識の普及、研修を行っています。調査研究では、高齢ぜん息患者の 増加に着目し、効果的な治療・指導方法を検討するため、高齢者を含む成人ぜん息患者の治療実態 調査を開始しており、知識の普及では、スマートフォンやSNSを活用して積極的に情報発信しました。

研修では、予防事業の担い手である地方公共団体の職員や保健師の他、ぜん息患者の身近な存在である看護師や理学療法士など医療従事者も対象に実施するなど、基礎分野から専門分野まで幅広く人材の育成に取り組みました。



保健指導研修



呼吸ケア・リハビリテーションスタッフ養成研修

■地方公共団体への助成事業

助成事業では、地域住民のぜん息等の発症予防や機能回復を図るため、地方公共団体が行うソフト3事業(健康相談事業、健康診査事業、機能訓練事業)に対して重点的に助成を行いました。

近年では、予防事業を取り巻く環境の変化を踏まえたソフト3事業の展開について検討を進めており、先駆的な取組を進めている地方公共団体の事例や住民アンケートの結果を取りまとめ、関係する地方公共団体と実務者会議を通じて共有しました。

■予防事業人材バンクを活用した事業支援

予防事業を行う地方公共団体の実施体制の変化や共働き家族の増加等のライフスタイルの変化など、各地域の実情にあわせて、健康イベントを活用した肺年齢測定会やぜん息予防のための乳児のスキンケア教室等に「予防事業人材バンク」**に登録されている医療従事者を派遣し、地方公共団体における新規事業の実施や既存事業の内容の充実に積極的に取り組んでいます。令和元年度は、15 団体 21 事業に延べ 49 人を派遣し、1.196 人の参加を得ました。

今後、これらの取組を通じて、地方公共団体の職員と地元の医療従事者とのネットワークづくりの 一助になればと考えています。

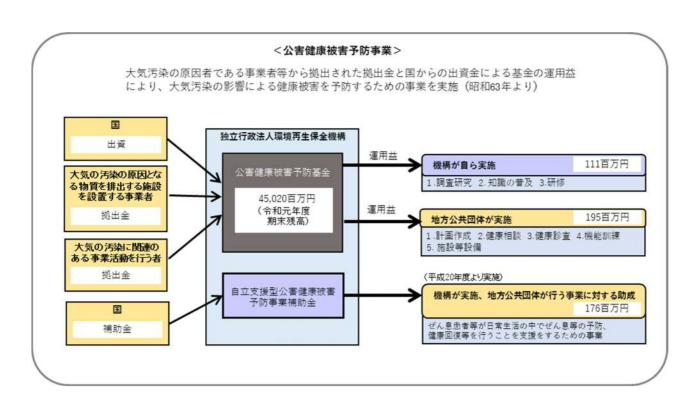


呼吸筋ストレッチ体操の指導



乳児のスキンケア教室

※予防事業人材バンクには、専門研修を修了し予防事業へ協力意向のあった医療従事者(保健師、看護師、薬剤師、理学療法士、管理栄養士)が登録されています。令和2年3月末の登録者数は240人(小児向け68人、成人向け172人)です。



③ 地球環境基金事業

i)事業のご紹介

地球環境基金の設立は、平成 4 年にブラジル リオ・デ・ジャネイロで開催された「環境と開発に関する国際会議(いわゆる「地球サミット」)において、日本国政府が、民間の環境保全団体に対し資金的支援の仕組みを整備することを表明したことがきっかけです。当時の環境庁(現在の環境省)が中心となり、民間団体(NGO・NPO)による環境保全活動へ資金の助成や、その他の支援を通じた環境NGO・NPO の量的・質的充実を図るため、平成 5 年 5 月に国と民間の拠出によって地球環境基金が創設されました。

地球環境基金は、その運用益及び国からの運営費交付金を用いて、

- 民間団体(NGO・NPO)が行う環境保全活動への助成(助成事業)
- 環境 NGO・NPO 等に向けた研修、情報提供等の支援(振興事業)

を行っています。平成 5 年度から令和元年度までの 27 年間で、のべ 5,470 件 、総額 173 億円の助成を行い、我が国における民間団体の充実に寄与してきました。

ii)令和元年度の取組等

- ■「寄り添い支援型」の体制の充実
 - 助成事業
 - 〇 助成による支援を行った活動の質の向上
 - ・評価スキームを通じた寄り添い型支援

複数年にわたる地球環境基金の助成期間中において、1)事前目標共有、2)中間コンサルテーション、3)事後評価(書面評価)、4)実地調査の実施を通じて、助成を受けた NGO・NPOによる活動成果の向上を目指しました。

事後評価については、平成 30 年度に 3 年間の活動を終了した 58 件を対象に、外部有識者委員会による評価を実施しました。その結果は 10 点満点換算で平均 7.8 点であり、第 3 期中期目標期間の平均値(6.7 点)、第 4 期の目標値(7.5 点)をいずれも上回り、助成活動の成果向上を確認しました。

助成期間終了後の活動継続状況

助成による支援を行った活動の継続性を把握するため、平成 27 年度から 29 年度に 3 年間継続して助成を受けた団体を対象に、助成事業実施後(平成 30 年度以降)の団体の活動状況について、令和元年 6 月にフォローアップ調査を実施しました。調査対象 53 団体の助成終了後 1 年以上経過した時点での活動継続率は 81.1%(43 団体/53 団体)でした。

〇 ベストプラクティスの共有

取組好事例の共有等のため、地球環境基金レポートを令和元年度に初めて作成し、環境保全活動を行う民間団体に広く展開しました。

〇 提出書類の電子化

助成金要望書類は、これまで紙資料で受け付けていましたが、令和 2 年度助成金要望書からは、ホームページ提出専用ページから受け付ける方法に変更し、NGO・NPO の書類提出時の負担軽減に努めました。



〇 職員の能力向上

中間支援や SDGs に関する職員の知見向上等のため、外部講師を招聘して内部勉強会を開催しました。

● 振興事業

○ 全国ユース環境活動発表大会の実施

民間団体等で環境保全活動を行う人材が将来的に継続して創出されるよう、ユース世代の活動団体の交流会として、全国ユース環境活動発表大会を開催しています。令和元年度は、従来の全国大会のほか、地方大会(8 か所)を開催することで、計 162 校の参加があり、各地域における一層の交流を促進しました。

○ 若手プロジェクトリーダー育成支援制度の実施

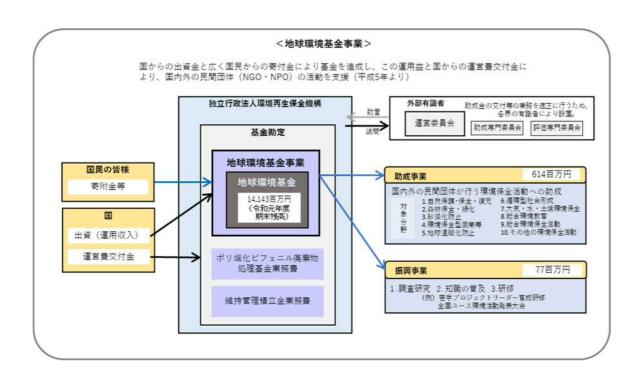
助成事業において中心的に活動する若手プロジェクトリーダー(令和元年度対象者 27 名)に対して、活動の戦略づくり、マーケティング、ファンドレイジング(資金調達)、広報・PR、合意形成、プロジェクトマネジメントなど、プロジェクトを推進するために必要かつ、NGO・NPO からの要望の高いプログラムを提供し、それぞれの活動を効果的に進めるための実践的な演習、ワークショップを行いました。

● 地球環境基金の広報等

SNS による発信強化、広報誌等の各種媒体の活用等により、地球環境基金事業の広報・周知を積極的に進めました。

基金への寄付について、「企業協働プロジェクト」として、一般社団法人日本釣用品工業会様 (LOVE BLUE 助成への支援)のほか、全国ユース環境活動発表大会に新たに協賛いただいた株式会社タニタ様などから、計 1,800 万円のご寄付をいただきました。

今後は、寄付者からの「寄付先のみえる化」等の要望に対応するため、ベストプラクティスを含め 地球環境基金の助成先の一つひとつの事業活動について効果的な広報に努めてまいります。



4 PCB 廃棄物処理助成業務

i)事業のご紹介

PCB 廃棄物(PCB 入りの電気機器等)の処理は、「PCB 廃棄物適正処理推進特措置法」に基づき、PCB 廃棄物を保管する事業者は、令和9年3月末までに処理することされています。

ERCA は、PCB 廃棄物の速やかな処理を推進するために「PCB 廃棄物処理基金」による業務を実施しています。PCB 廃棄物処理基金は、国や都道府県からの補助金と産業界等民間からの出えん金で造成されています。この基金は、環境大臣が指定した処理事業者に対し、中小企業者等が保管する PCB 廃棄物の処理費用の軽減、PCB 廃棄物処理の研究・研修等の促進及び代執行における処分等措置に要する費用の軽減を目的として助成を行います。

ii) 令和元年度の取組等

■ 透明性・公平性を確保した堅実な制度運営

中小企業者等が保管するPCB廃棄物の処理費用軽減のため、環境大臣が指定する者からの申請に対し、全 3,676 件を適正に処理して 1,938,777 千円の助成金の交付を行いました。本助成金の審査基準や審査状況、助成事業の実施状況等について ERCA ホームページで公表し、透明性の確保を図りました。

併せて、代執行支援のための基金造成について、国、産業界から計約2億8千万円を受け入れました。また、代執行支援事業についても環境大臣が指定する者からの交付申請を適正に審査した上で交付を行いました。

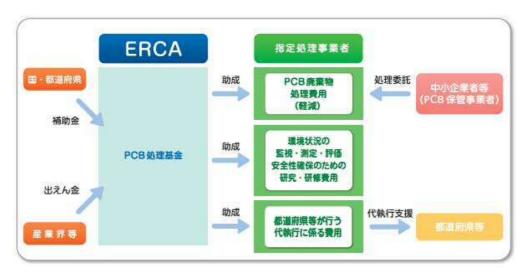
■ 基金の適切な管理及び管理状況の公表

ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理期限(令和 9 年 3 月)を見据えつつ、流動性と安全性を重視した運用を行うなど適正な管理を行いました。また、基金の管理状況(拠出状況、助成状況、運用状況等)について年 1 回 ERCA ホームページで公表しました。

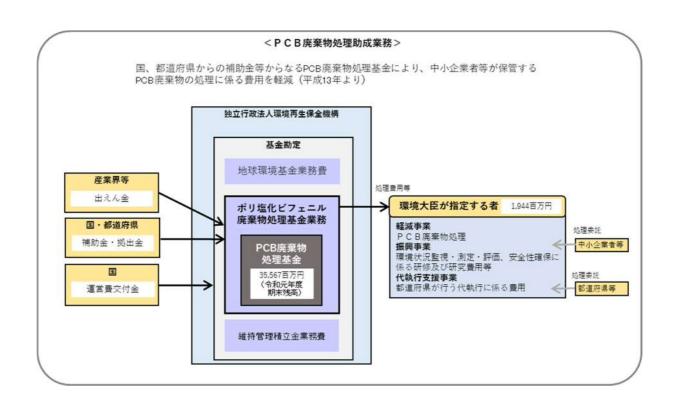
(参考)基金の管理状況

(単位:百万円)

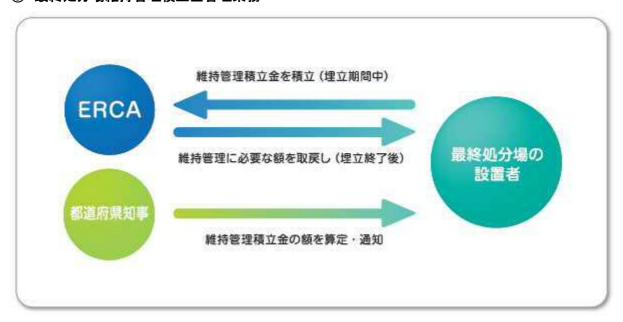
平成 30 年度末残高	令和元年度増減額	令和元年度末残高
37,214	△1,646	35,567



【用語解説】PCB (Poly Chlorinated Biphenyl、ポリ塩化ビフェニル化合物の総称) PCB は、電気を通しにくく、燃えにくいなど工業的に優れた特性を持つことから電気機器や熱媒体として幅広く使用されていました。昭和 43 年度に発生したカネミ油症事件 (PCB が混入した米ぬか油による食中毒)が大きな社会問題となり、PCB は昭和 47年に製造が中止されました。



⑤ 最終処分場維持管理積立金管理業務



i)事業のご紹介

「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」に基づき、埋立処分の終了後における維持管理を適正に 行うため、特定一般廃棄物最終処分場等の設置者(以下「設置者」という。)が埋立処分終了後も環 境に影響がない状態になるまでの一定期間、浸出する汚水等の処理が完了するまでの間に必要な 費用を、ERCA に積み立てる「維持管理積立金」として預かり管理しています。

ii) 令和元年度の取組等

令和元年度においても、許可権者(都道府県等)と連携しつつ、設置者の積立てや取戻し等に関する管理業務を行うとともに、設置者へ運用状況等の情報提供の通知を行いました。

■ 維持管理積立金の管理

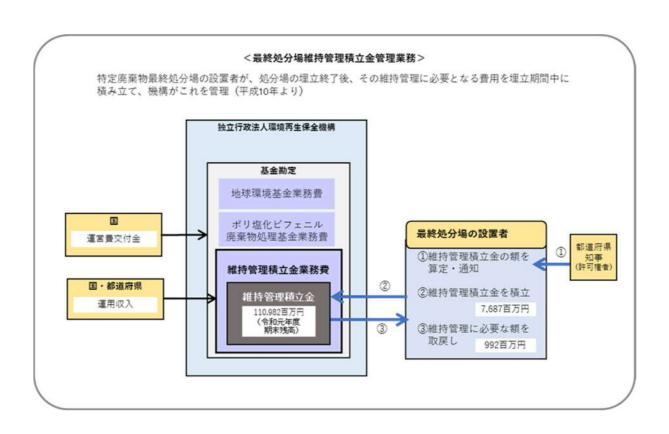
最終処分場設置者の維持管理積立金の積立て、取戻し等に適正に対応し、その管理状況をホームページで公表いたしました。

今後も維持管理積立金の管理を適切に行うため、稼働期間が長期に及ぶ最終処分場には特に留 意し、許可権者との情報共有を図ってまいります。

(参考)維持管理積立金の管理状況

(単位:百万円)

平成 30 年度末残高	積立額	取戻額	令和元年度末残高
104,287	7,687	992	110,982



⑥ 石綿健康被害救済業務

i)事業のご紹介

石綿(アスベスト)による健康被害は長い潜伏期間を経て発症し、原因者の特定が非常に難しいという特殊性があります。石綿による健康被害者の迅速な救済を図るため、「石綿による健康被害の救済に関する法律(平成 18 年法律第 4 号。以下「石綿救済法」といいます。)」が平成 18 年 3 月に施行され、労災補償等の対象とならない被害者の救済を行うこととなりました。石綿救済法に基づき、石綿健康被害救済制度は、石綿を吸引することにより指定疾病にかかった方、指定疾病が原因で亡くなられた方のご遺族に対し、医療費等の救済給付の支給を行っています。

対象となる疾病(指定疾病)

石綿(アスベスト)による

- ①中皮腫、
- ②肺がん(気管支又は肺の悪性新生物)、
- ③著しい呼吸機能障害を伴う石綿肺、
- ④著しい呼吸機能障害を伴うびまん性胸膜 肥厚

機構が行う業務

- ①石綿による指定疾病である(あった)こと を認定する業務
- ②被認定者等に対する救済給付の支給業務
- ③救済給付等に必要な拠出金の徴収業務 (石綿使用量等の要件等に該当する特別事 業主からの特別拠出金)

石綿健康被害救済制度は、平成18年3月の制度施行から14年が経過し、ERCAはこれまで累計で救済給付に係る申請(請求)20,127件を受け付け、19,691件の認定等決定(うち認定14,981件)、50,550百万円の救済給付の支給を行ってまいりました。

石綿救済法に基づく救済の業務は、一般的な行政サービスの提供にとどまらず、被害者の視点に立った最大限の配慮の下に、丁寧に、速やかに、かつ正確に実施することが求められます。

ii)令和元年度の取組等

石綿健康被害救済制度の認定に当たっては環境大臣に医学的判定を申し出ることされています。この判定が迅速に行われるよう、ERCA は制度発足当初から本人の同意を得て、判定申出前に不足資料を医療機関から直接収集するなどの取組を続けてきました。

また、石綿(アスベスト)健康被害者への医療費等の救済給付を迅速かつ的確に行うためには、石綿健康被害者の方々やそのご家族に制度の存在を認識していただいた上で、ERCA への相談や申請をいただくことが必要です。そこで、令和元年度は、テレビ CM・インターネット等広告を通じた一般向け広報の展開に加えて、医療従事者等への周知広報を実施することで石綿健康被害者ご本人・ご家族にアプローチしました。

これにより無料電話相談等を 5,683 件いただき、昨年度の申請件数は 1,334 件(平成 30 年度比 2.4%増)となりました。

さらに、申請件数が増加する中でも事務の効率化等に取り組み、療養者及び未申請死亡者に係る申請等から認定等決定までの処理期間を年間平均 95 日(第 3 期中期目標期間実績比 27 日減)に短縮を図りました。引き続き、療養中の方による申請から認定等決定までの日数短縮に努めてまいります。

■ 医療関係者の知見向上への取組

~早期の診断・申請につながる専門人材の育成を通じた医学的判定基準の浸透~

石綿関連疾患は、発症までの潜伏期間が30~50年と長く、診断が難しい疾患です。その確定診断には、病理診断や石綿小体計測結果が必要ですが、これらの専門人材が我が国において不足している現状があります。ERCA は、石綿健康被害者の迅速かつ的確な救済のために、早期の診断・申請につながるよう、専門人材の育成を通じた医学的判定基準の浸透に取り組んでいます。

●研修会「中皮腫細胞診実習研修会」の開催

中皮腫の診断方法の一つである細胞診断の周知及び診断精度の向上を目的として、医療機関等の細胞検査士を対象に「中皮腫細胞診実習研修会」を7月に関西地区で開催しました。(関東地区でも2月に開催予定でしたが、新型コロナウイルス感染症の影響により急遽中止としました。)



中皮腫細胞診実習研修会の様子

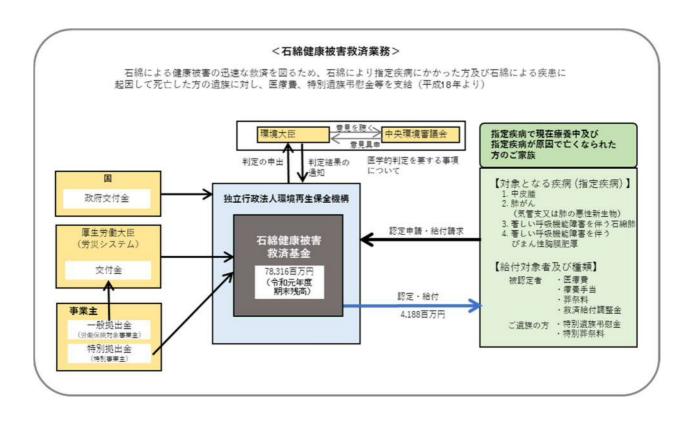
●石綿小体計測精度管理事業

労災病院等、一定の石綿小体計測技術・能力を持つ医療機関における計測精度の確保・向上と計測精度の均てん化を図ることを目的として、医療機関(13機関)が参加する石綿小体計測精度管理事業を実施いたしました。

●学会等におけるセミナーの開催、情報提供等

医師等への石綿関連疾患及び救済制度の周知を通じ、医療現場における救済制度への申請を勧奨することを目的として、①呼吸器系の医学会等での学会セミナーへの出展(12回)、②指定疾病の診断等に関わる医師等を対象とする中皮腫細胞診研究会セミナーに「医師、医療機関向け手引」等を提供(1回)、③石綿関連疾患診断技術研修における情報提供(呼吸器内科医師や産業医等を対象として独立行政法人労働者健康安全機構が行う石綿関連疾患診断技術研修に「医師、医療機関向け手引」等を提供(計 41回))を行いました。

今後の石綿健康被害者の増加を念頭に置き、迅速かつ的確な認定・給付を行うとともに、本制度 の効果的な広報を継続しつつ、医療現場において救済制度への申請を勧奨していくことが必要となり ます。これからも関係機関との連携を強化しつつ、迅速かつ的確な認定等のための取組を継続・充実 させてまいります。

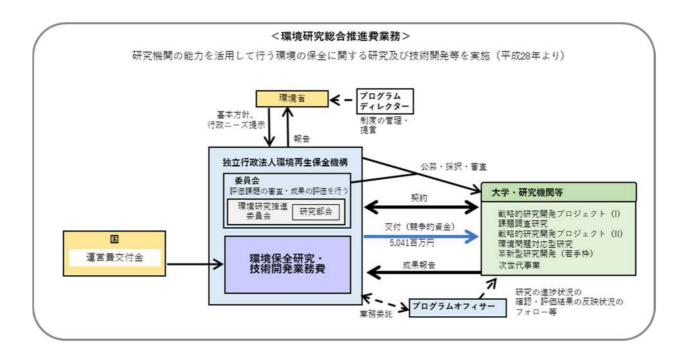


⑦ 環境研究総合推進費業務

i)事業のご紹介

環境研究総合推進費は、環境省が必要とする研究テーマ(行政ニーズ)を提示して公募を行い、広 く産官学の研究機関の研究者から研究を募り、課題を実施する環境政策貢献型の競争的資金であり、 約50億円(令和元年度実績)を大学・研究機関等に交付しています。

環境研究総合推進費の業務のうち、公募、審査、契約、研究管理等の業務が平成 28 年より順次環境省から ERCA へと移管され、業務を推進しています。ERCA へ業務移管後は、研究資金の使い勝手の向上、手続の簡素化・合理化を図るとともに、研究機関との契約の早期締結などの制度改革及び運用改善を行い、研究者の視点に立った使いやすいルールへの見直しを行いました。



ii)令和元年度の取組等

■若手研究者の育成支援

環境研究総合推進費は、政府方針(※)において、若手研究者の育成、活躍推進が求められています。若手研究者の新規性、独自性の高い研究を一層促進するために、次の取組を行いました。

(※)研究・技術開発については、「第5期科学技術基本計画」(平成28年1月22日閣議決定)、「統合イノベーション戦略」(平成30年6月15日閣議決定)、第五次環境基本計画等の政府方針に沿った取組を実施していくことが求められています。

●革新型研究開発(若手枠) の採択枠の確保・公募

公募区分「革新型研究開発(若手枠)」で 40 歳未満の研究者対象として、令和元年度は、前中期目標期間の採択枠(H30~H31 新規課題の平均)を上回る採択枠を確保して公募を行いました。また、公募 2 か月前に開催した公募説明会では、若手枠について積極的にアピールするとともに、若手研究者の参考となるよう、プロジェクトオフィサーによる研究計画書の作成ポイントに関するガイダンスを含めて実施しました。

公募説明会等において若手枠を積極的に広報することで平成30年度を大幅に上回る53件の申請があり、令和元年度目標を66%上回る申請を得ることができました。

●若手研究者に向けた講習・助言等

若手研究者を対象にプロジェクトオフィサーによる研究マネジメント等の講習、若手研究者から半期ごとに提出されるレポート、「半期報」によるプロジェクトオフィサーからの指導・支援、サイトビジットの実施など育成支援の充実を図りました。

■若手枠を含む、令和元年度申請件数の増加

新規課題公募において、技術開発の社会実装を推進するための仕組みの充実等により、第3期中期目標期間5年間の実績平均値を25%以上上回る申請件数がありました。令和2年度新規課題の公募において、技術開発の社会実装を推進するための仕組みを充実させるため、技術開発課題の実証・実用化フェーズの公募区分の新規設定や次世代事業の対象を全領域に拡大するなどの見直しを行い、公募説明会等の広報も充実して公募を行いました。その結果、目標を25%以上上回り、ERCAへの業務移管後、最も多い328件の申請を得ることができました。

公募区分別の申請件数

	問対+若手+戦略FS+次世代							
	環境問題対応型	環境問題 対応型 (技術実証型)	革新型 (若手 枠)	課題調査型 (戦略 FS)	次世代	小計	戦略的 研究開発	合計
令和 2	172	93	53	7	3	328	31	359
平成 31	235	_	35	3	2	275	14	289
平成 30	260	_	47	0	1	308	44	352

(図)過去の申請件数(H27新規課題~R2新規課題)



今後は、客観性・定量性を高めた新しい評価方法の活用や研究者に対する助言・支援の充実等により、計画的かつ効率的な研究の推進と研究成果の最大化を図ります。また、社会実装を見据えた研究・技術開発を積極的に推進するとともに、研究成果の普及推進や国民への情報発信の強化、研究費の不正使用防止の徹底に取り組みます。

⑧ 承継業務(債権管理回収業務)

~承継業務に係る適切な債権管理等~

i)事業のご紹介

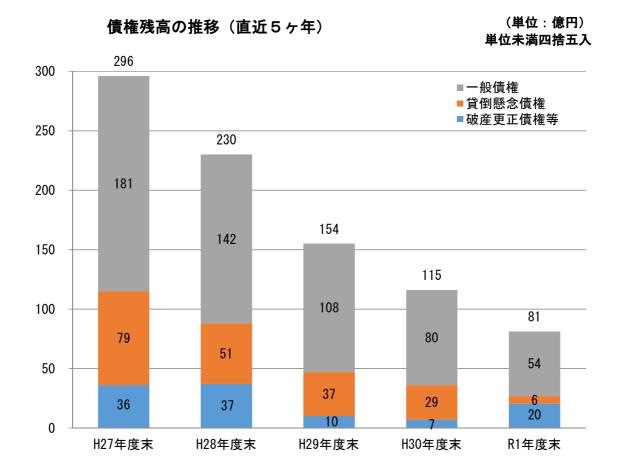
ERCA では旧環境事業団の時代(昭和 40 年)から実施していた公園緑地の整備、住工混在地域から工場を移転し設置した工業団地の造成、産業廃棄物処理などの公害防止施設導入に対する中小企業への貸付などによって発生した債権の管理回収を実施しています。

平成 18 年に終了した「建設譲渡事業(緑地事業)」は、ERCA ホームページをご参照ください。

https://www.erca.go.jp/erca/guide/guide/ryoku.html

ii)令和元年度の取組等

一般債権は順調に償還が進み、新たに一般債権以外の債権となったものはありませんでした。 また、一般債権以外の債権は、粘り強い交渉の結果、完済につなげた事案もあり、債権残高を3割 圧縮し、令和元年度の残高は81億円となりました。



承継業務に係る適切な債権管理等の詳細な実績報告は、業務実績等報告書をご参照ください。

https://www.erca.go.jp/erca/koukai/rules.html

<承継業務>

旧環境事業団から承継した債権の管理・回収 (平成16年より)

独立行政法人環境再生保全機構

<承継業務>

令和元年度期末残高 【一般債権】約54億円 【貸倒懸念債権】約6億円 【破産更生債権等】約20億円

9 ERCA 全体の人材育成

i)職員の育成に向けた取組

ERCA は、第3期中期目標期間に「人材の育成(職員育成)」を組織運営のポイントの一つとして推進してきました。いわゆる団塊の世代の定年退職等を背景に、業務ノウハウの確実な承継、個々の職員及び組織としてのレベルアップ等を目的として、研修体系の見直し(平成26年度~)、人事評価制度の見直し(平成27年度~)、「職員人事運用指針」による定期的な人事ローテーション等の考え方の明確化(平成28年度)などを実施しました。

第4期においては「人づくり」のテーマの下、各事業の対象者の支援・育成等の取組とあわせて、各事業を担う職員の育成にも積極的に取り組んでいます。

■ 職員研修について

第4期中期目標にうたわれている、ERCAのミッションを達成するために「必要な組織の将来像を描ける人材」及び「様々なステークホルダーのニーズに的確に対応できる人材」の育成を目指して、令和元年度から5か年の研修計画を立て、次の2つの側面からアプローチしています。

- ●「世の中の動向を先読みすることで環境問題に対するあらゆるニーズを把握し、そのニーズに柔軟に応えられる人材」
- ●「ERCA の所掌業務の適切な運用に必要な専門知識・技能を有した人材」

令和元年度は、職位ごとに期待される役割等に対して受講すべき研修を整理し、80 講座を実施しました。

令和元年度の取組(詳細)については、「令和元年度業務実績等報告書」をご参照ください。 https://www.erca.go.jp/erca/koukai/rules.html

■ 人事評価制度について

第 3 期(平成 27 年度)の人事評価制度の見直しは、「期待される到達点の明確化」や「十分なフィードバック」等により各職員のレベルアップを図る趣旨で行われ、その後も運用面の改善など中長期的な定着・浸透のための取組を実施しています。

令和元年度は、期末までの目標達成に向けて改善点を明確にするため、中間面談の実施方法の 改善等を行いましたが、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、当初計画していた管理職教育 の一部(研修)を実施することができませんでした。

令和元年度の取組(詳細)については、「令和元年度業務実績等報告書」をご参照ください。

■ その他職員の人事について

「職員人事運用方針」に掲げる次の方針に基づき、職員の人事異動・キャリアアップを図っています。

- ●人事異動に当たっては、1 部署当たり3年以上の配置を原則とする。また、特に新規採用直後は3年程度で異動、採用後10年以内で3部署程度を経験させるキャリアローテーションを確保することで、職員のキャリアアップを図る。
- ●採用後 10 年以上経過した職員については、その適性や専門性等を総合的に判断し、長期的な視点からの人員配置に努める。

ERCA においては、この人事ローテーションの考え方等に基づき、各部各課による業務経験・OJT や専門的研修、職位ごとの共通的研修を通じて職員の育成を図っています。また、令和元年度は、人事交流の一環として環境省に3人、他の独立行政法人に1人の職員が出向しています。

ii)ダイバーシティの推進に向けた取組

ERCA は、ワーク・ライフ・バランスの推進や年度計画に基づく業務効率化を通じて、すべての人が働きやすい職場作りを目指し、育児・介護支援や障がい者雇用等に取り組んでいます。

育児・介護支援については、法定の休暇・休業制度(育児休業、介護休業等)のほか、在宅勤務の 導入を視野に、令和2年2月からテレワークの試行運用を実施しました。

その他、障害者雇用、女性登用の状況については、次のとおりです。

障がい者雇用

ERCAにおいて法定雇用率を満たす4名の雇用を達成しています。 引き続き定着支援等に取組みます。

役員・管理職の 女性登用の状況

役員及び管理職の女性登用について「第4次男女共同参画基本計画」(平成27年12月25日閣議決定)等を踏まえて法人としての目標を設定し、実現に向けた取組を行いました。

	令和2年3月末	目標(令和3年3月末)
役員	役員 6 名中 1 名(16.7%)	1名/6名
管理職	管理職(課長級以上)	8.0%
	31 名中 2 名(6.5%)が女性	

iii)「くるみんマーク」の取得(令和元年度トピックス)

ERCA は、令和元年 10 月に、厚生労働省から子育てサポート企業の認定を受け、「くるみんマーク」を取得しました。「くるみんマーク」とは、次世代育成支援対策推進法に基づき、一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し一定の基準を満たした企業は、申請を行うことによって「子育てサポート企業」として、厚生労働大臣の認定(くるみん認定)を受けることができるものです。

なお、ERCA は、平成 29 年 3 月に、「トモニンマーク」(仕事と介護を両立できる職場環境の整備に取り組んでいる企業が使用できるシンボルマーク)を取得しています。

そのほか、ワーク・ライフ・バランス推進のため、テレワークの試行を開始しました。さらに令和 2 年 2 月末以降、日本国内に蔓延し始めた新型コロナウイルス感染症の拡大防止に関する喫緊の対策の必要性が生じたことから、従前の時差通勤(シフト勤務)の拡大やテレワークの弾力的な運用(試行的運用の拡大)を行いました。

5. 持続的に適正なサービスを提供するための源泉

ESG(環境・社会・ガバナンス)の取組

① 経営理念とガバナンス(内部統制)

経営理念

私たちは、環境分野の政策実施機関として良好な環境の創出と保全に努め、地球規模で対策が必要となる環境問題に対し、機構が有する能力や知見を活用して、国内外からの様々な要請に応えることにより、真に環境施策の一翼を担う組織となることを目指します。

経営方針

- 良質なサービスを提供し、機構と関わりのある組織や人々との良好な信頼関係の構築を 目指します。
- 公共性の見地から業務遂行の透明性を確保するとともに、組織と業務の効率的運営に努めます。
- 関係法令、規程等を厳正に遵守するとともに、常に環境に配慮しつつ業務を遂行し、社会 の範となるよう努めます。
- 職員の業績や能力を適正に評価し、環境施策のエキスパートの育成を図り、活気のある 職場の構築を目指します。

ERCA の職員行動指針等については、ホームページをご参照ください。

https://www.erca.go.jp/erca/guide/message.html

ガバナンス(内部統制)

ERCAは、平成26年の独立行政法人通則法改正を受けて、役職員の職務の執行が業務の適正を確保するための体制(内部統制システム)について業務方法書に明記し、「内部統制基本方針」を改正するなど、ERCAのミッションを効率的かつ効果的に達成していくことにあることを明確化し、ガバナンスを強化しています。

ERCA の内部統制基本方針等については、「独立行政法人環境再生保全機構業務方法書」をご参照ください。

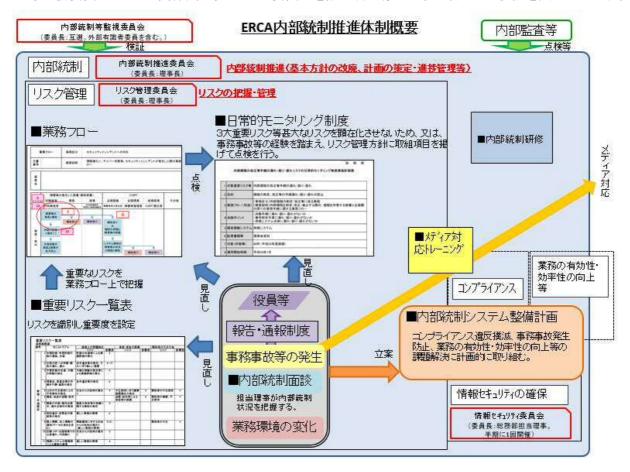
https://www.erca.go.jp/erca/koukai/rules.html

ガバナンスの状況

ERCA のミッションを効率的かつ効果的に果たしていくためのガバナンス体制は下図のとおりです。



内部統制の取組については、ERCA内に設置している内部統制推進委員会で進捗管理等を行っています。また、内部統制機能の有効性チェックのために監事や会計監査人の監査のほか、内部統制等監視委員会など外部有識者等からなる委員会を設け、定期的に第三者による検証を受けています。



令和元年度の内部統制に関する詳細につきましては、業務実績等報告書をご覧ください。

https://www.erca.go.jp/erca/koukai/rules.html

② 社会貢献の取組

ERCA では、川崎市に本部事務所があることから、川崎市で開催されている環境イベントに積極的に 出展し、地域社会との関わりを持っています。

i)川崎国際環境技術展

「川崎国際環境技術展」では、国内外の環境問題に即応する環境技術から地球環境問題を解決する最先端の環境技術まで幅広く展示を行い、川崎から国内外に発信するとともに、出展企業・団体と国内外の企業等とのビジネスマッチングの場を提供する目的で開催されています。



ERCAは、川崎国際環境技術展の主催である実行委員会(主催:川崎国際環境技術展実行委員会実行委員長:川崎市長)のメンバーとして参画しております。川崎国際環境技術展では、海外からの参加者も来場しており、ERCAが行う取組を川崎から世界に発信する機会となりました。

ii) 第7回 かわさき環境フォーラム

平成 25 年より年 1 回、川崎市地球温暖化防止活動センターの主催により開催されている「かわさき環境フォーラム」に、ERCA も出展しています。「かわさき環境フォーラム」は、川崎市民、事業者、学校、行政が一堂に会して、情報交換・情報共有を行うとともに、楽しみながら環境を学ぶ機会の創出を通じ、COOL CHOICE(賢い選択)の普及促進を担うイベントです。12 月の開催であったことから、ERCA は、「みんなで地球を守る力(チカ



イベントちらし



イベントの様子

ラ)になろう」をテーマに、クリスマスシーズンに合わせたリサイクルオーナメント作りワークショップを通じて、地域の方々向けに、身近な生活から環境にやさしい取組を提案しました。

iii)川崎市立川崎病院へのマスクの寄付

新型コロナウイルスの感染拡大を踏まえ、ERCA は、令和 2 年 3 月 13 日にマスク 1,200 枚を川崎市立川崎病院に寄付しました。



川崎市立川崎市民病院 林事務局長様

ERCA 理事長

③ 主な広報活動

i)中国からの研修生の受け入れ

令和元年度は中国・青海省(9月)及び江蘇省(12月)の環境行政従事者計 40名が、日本の環境保護の状況や教育・研究機関の取組、地方自治体の活動等を学び、中国国内での業務に活かすことを目的に来日され、ERCAにも来訪いただきました。ERCAからは、ERCAの事業概要、環境保全に関する取組、公害健康被害補償予防制度、石綿健康被害救済制度等について説明を行いました。参加された皆さんから活発な意見や質問があり、とても有意義な時間となりました。



研修当日の様子(令和元年12月:江蘇省生熊環境庁研修団)

ii)エコプロ 2019 出展

ERCA は日本最大級の環境展示会である「エコプロ 2019」に出展し、地球環境基金の助成団体による活動報告会や、環境研究推進費を受けた研究課題をサイエンス・カフェ形式でわかりやすく紹介する展示などを行いました。



地球環境基金展示エリア



環境研究総合推進費の研究課題 紹介の様子



若手プロジェクトリーダー育成研修 発表会の様子

iii) Facebook 公式アカウントの開設

令和元年 11 月、新たにFacebook公式アカウントを開設し、67 件の記事投稿を通じて、イベント、 事業等についての情報発信、他の機関と連携しての情報発信等に取り組みました。

https://www.facebook.com/ERCA.jp/



④ 環境配慮の取組

ERCA の環境配慮

ERCA は、その根拠法及び事業内容から、事業全般が環境の保全を目的とするものです。それだけに、業務の実施に際しては、環境に対して格段の配慮を必要としています。

ERCAは、平成18年に「環境配慮に関する基本方針」(右表を参照)を定め、ERCAの業務運営に伴って発生する環境への影響の削減に努めています。

環境配慮の具体的な取組は、「温室効果ガスの排出削減等のため実行すべき措置について定める実施計画」を策定し、ERCA職員による環境負荷の少ない業務の方法を模索しています。

環境配慮に関する基本方針

ERCAは、環境分野の政策実施機関として、良好な環境の創出その他の環境の保全を図るため、あらゆる業務において、次に掲げる基本方針に従い、環境配慮を進める。

(1)業務における環境配慮と環境保全の効果の向上

業務の遂行に当たって、常に環境に配慮し、環境保全の効果の向上を目指し、継続的な改善に努める。

(2) 法規制等の遵守と自主的取組の実施

環境関連の法規制等を遵守するとともに、自主的取組を実施し、より 一層の環境保全を図る。

(3)環境への負荷の低減に係る目標の設定

省エネルギー、省資源及び環境物品等の調達に関する目標を設定し、環境への負荷の低減を図る。

(4)日常活動における環境配慮

全ての役職員の環境配慮に関する意識の向上を図り、業務遂行時はもちろんのこと、日常活動においても、常に環境配慮に努めるようにする。

(5) 社会とのコミュニケーション

社会と広く双方向のコミュニケーションを図り、情報開示に努める。

令和元年度の環境配慮の取組は、業務実績等報告書をご覧ください。

https://www.erca.go.jp/erca/koukai/rules.html

また、詳細な報告は「環境報告書 2020」(令和2年9月公表予定)をご参照ください。

法人の強み・基盤を維持・創出していくための源泉

その他の状況

① 役員等の状況(令和2年3月31日現在)

役職名	氏 名	任期	前 歷
理事長	こつじ ともゆき 小辻 智之	平成31年4月1日 〈 令和6年3月31日	全日本空輸株式会社総務部長 全日本空輸株式会社執行役員 ANA福岡支店長、九 州・沖縄地区担当 ANAファシリティーズ株式会社代表取締役社長
理事	ながみ やすひろ 永見 泰宏	平成30年10月1日 〈 令和2年9月30日	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社常務執行役員 損害保険料率算出機構常務理事 あいおいニッセイ同和損害保険株式会社顧問
理事	ひろき まさし 廣木 雅史	平成30年4月1日 〈 令和2年3月31日	環境省地球環境局総務課長 原子力規制委員会原子力規制庁長官官房参事官 環境省水・大気環境局総務課長
理事	たなか かつひで 田中 勝英	平成30年4月1日 〈 令和2年3月31日	独立行政法人環境再生保全機構事業管理部次長 独立行政法人環境再生保全機構監查室長 独立行政法人環境再生保全機構財務部債権管理課特命調 查役
監事	さいとう ただし 斎藤 仁	令和元年7月9日	日本経済団体連合会事務局政治・社会本部長
監事 (非常勤)	いくた みやこ 生田 美弥子	令和元年7月9日	弁護士法人北浜法律事務所東京事務所(現職)

会計監査人の氏名または名称

有限責任 あずさ監査法人

② 職員の状況

令和元年度末の常勤職員数は 148 人(前期末比±0)であり、平均年齢は 40.1 歳(前期末 39.2 歳) となっています。

このうち、国からの出向者は 11 人であり、令和元年 8 月 1 日退職者が 1 人、 令和 2 年 3 月 30 日退職者が 2 人です。

③ 重要な施設等の整備等の状況

本部事務所が神奈川県川崎市に、東京事務所が東京都千代田区にありますが、いずれも賃貸のため所有する施設はありません。

④ 純資産の状況

○資本金の状況

(単位:百万円)

区分	期首残高	当期増加額	当期減少額	期末残高
政府出資金	15,955	ı	1	15,955
資本金合計	15,955	_		15,955

令和元年度末の資本金(政府出資金)は、15,955 百万円であり、その内訳は公害健康被害補償予防 勘定 6,072 百万円、基金勘定 9,401 百万円及び承継勘定 482 百万円となっています。

○目的積立金等の状況

令和元年度は、目的積立金の申請は行っていません。繰越積立金の取崩状況については、公害健康被害補償予防勘定において事業の財源等に充当するため、第3期中期目標期間の繰越積立金(41百万円)を取り崩しています。

⑤ 財源の状況

○財源の内訳

令和元年度の法人単位の収入決算額は54,169百万円であり、その内訳は以下のとおりです。

(単位:百万円)

		(十四:口7711/
区分	金額	構成比率(%)
収入		
運営費交付金	7,120	13.1
補助金等	11,747	21.7
業務収入	34,047	62.9
受託収入	5	0.0
その他収入	1,250	2.3
合計	54,169	100.0

○自己収入に関する説明

当法人における自己収入として、業務収入、運用収入などがあります。

収入全体の 6 割を占める業務収入の内訳は、公害健康被害の補償等に関する法律に基づき徴収するばい煙発生施設等設置者からの賦課金収入 30,204 百万円、石綿健康被害救済基金造成のための地方公共団体からの拠出金 130 百万円、ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金造成のための民間から

の出えん金 181 百万円、建設譲渡事業に係る債権の回収金等 3,532 百万円となっています。

⑥ 主要な特定関連会社等の状況

当事業年度は該当ありません。

⑦ 主要な財務データの経年比較

(単位:百万円)

区分	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度
資産	309,293	309,401	316,138	321,467	309,019
負債	227,305	226,169	230,357	233,479	239,421
純資産	81,989	83,232	85,782	87,988	69,598
行政コスト		l	_	_	55,693
経常費用	59,957	54,823	59,425	56,225	54,600
経常収益	61,989	55,278	61,563	58,013	55,640
当期総利益	1,945	1,264	2,575	2,286	431

⑧ 翌事業年度の予算、収支計画、資金計画(法人単位)

〇予算

(単位·百万円)

	<u>(単12:日7円)</u>
区 分	金額
収入	
運営費交付金	6,830
国庫補助金	245
その他の政府交付金	11,413
業務収入	31,669
運用収入	783
その他収入	223
計	51,164
支出	
業務経費	55,625
公害健康被害補償予防業務経費	40,040
石綿健康被害救済業務経費	5,476
環境保全研究·技術開発業務経費	5,427
基金業務経費	4,315
承継業務経費	368
一般管理費	995
予備費	100
計	56,720

〇収支計画

(単位:百万円)

(単位:1				
区分	金	額		
費用の部		58,737		
経常費用		58,737		
公害健康被害補償予防業務経費		40,029		
石綿健康被害救済業務経費		5,488		
環境保全研究·技術開発業務経費		5,432		
基金業務経費		4,322		
承継業務経費		2,377		
一般管理費		936		
減価償却費		149		
財務費用		3		
収益の部		58,497		
経常収益		58,497		
運営費交付金収益		6,933		
国庫補助金収益		245		
その他の政府交付金収益		8,043		
石綿健康被害救済基金預り金取崩益		4,921		
ポリ塩化ビフェニル廃棄物基金預り金取崩益		3,150		
業務収入		33,852		
運用収入		783		
その他の収益		367		
財務収益		202		
純利益(△純損失)		△ 240		
前中期目標期間繰越積立金取崩額		244		
総利益(△総損失)		4		

〇資金計画

(単位:百万円)

	<u> </u>	<u> </u>
区 分	金	額
業務活動によるキャッシュ・フロー		△ 119
業務活動による支出		△ 57,927
業務活動による収入		57,808
運営費交付金収入		6,830
国庫補助金収入		245
その他の政府交付金収入		11,413
業務収入		31,669
運用収入		820
その他の収入		6,830
投資活動によるキャッシュ・フロー		2,722
投資活動による支出		△ 171,648
投資活動による収入		174,370
財務活動によるキャッシュ・フロー		△ 58
財務活動による支出		△ 81
財務活動による収入		23
資金増加額(△資金減少額)		2,545
資金期首残高		17,490
資金期末残高		20,035

詳細につきましては、令和2年度計画をご覧ください。

https://www.erca.go.jp/erca/koukai/pdf/n_keikaku_02_04.pdf

6. 業務運営上の課題・リスク及びその対応策

① リスク管理の状況

内部統制システムの整備を確実に行うため、理事長を委員長とする内部統制推進委員会を平成 28 年に設置し、特に ERCA の 3 大リスクとして、「機微な個人情報の漏洩」、「情報セキュリティインシ デント発生」、「金融資産の毀損」について管理方針を定めるほか、「内部統制システム整備計画」を 軸に業務フロー作成・リスク洗い出し等を実施、更には内部統制等監視委員会など外部有識者による検証や監査を実施するなど様々なリスクへの対応の強化に努めております。

リスク管理の取組については、業務方法書、業務実績等報告書などをご覧ください。

https://www.erca.go.jp/erca/koukai/rules.html

② 業務運営上の課題・リスク及びその対応事項

i)ERCA3 大リスク

■ 情報セキュリティインシデント発生

情報セキュリティリスクは、業務に関わる個人情報漏洩や業務システムの安定的な運営のための 重大なリスクの一つと認識しており、当該リスク管理のための体制、対応方針、日常的なモニタリング 制度等を柱とした「情報セキュリティ管理方針」を定め具体的な対応を行っております。最近は、サイ バー攻撃なども年々巧妙かつ執拗になっており、これらに対応した情報セキュリティ教育・訓練の定 期的な実施が求められており、特に情報インシデントが発生した場合の対応なども含め、常日頃から 適切かつ迅速な対応を図るよう努めております。

■ 機微な個人情報の漏洩

各業務に関わる個人情報等の漏洩リスクは、情報セキュリティリスクの中でも極めて重大なリスクであり、外部からの侵入や不正持ち出し、日常の業務遂行上のミスなどの事務事故などによる情報の流出を未然に防止する必要があります。そこで、当該リスクの管理方針、体制整備、対応方針などを柱とした「ERCA の保有する機微な個人情報等の漏洩リスク管理方針」を定め、これに基づき常日頃からのモニタリングなどを通じ徹底した管理に努めております。

■ 金融資産の毀損

約3千億円の金融資産を有することから、金融資産の毀損リスク低減のために、「資金の管理及び運用に関する規程」を定め、保有する債権について金融機関の経営状況や金利変動に伴うリスク等を定期的にモニタリングするなど、金融資産の毀損リスクを未然に防止することに努めています。

ii)業務運営に係る体制の強化・改善

■ リスク管理方針の見直し

平成29年度までに策定したリスク管理方針に基づく取組を実施するとともに、ERCA内及び環境省等への速やかな報告体制を保持しつつ、類似事案の発生防止に努めています。また、ステークホルダーからの外部意見をERCA内で適切に共有するため、リスク管理方針の見直しを行いました。

■重要リスク一覧表の見直し

重要リスク一覧表(重要リスク: 74 項目)の見直しを行い、一部修正を行いました。また、重要リスク 一覧表においては、実際に生じるトラブルではリスク発現の原因や出現の形態が様々であることから、 一つのリスクでもリスクの出現形態として考えられる事象を原因区分ごとに整理しました。

■ 日常的モニタリング制度

平成 29 年度から導入している本制度の対象全 14 項目について、改正後のリスク管理方針に基づく点検実施状況を内部統制推進委員会に報告しました。また、リスク管理委員会において、本制度の対象項目の見直しを行い、令和 2 年度においては、1 項目を削除する一方、新たに1項目を追加した全 14 項目について継続して取り組むこととしました。

■ 事務事故の報告制度

平成31年3月~令和2年2月における該当事案をリスク管理委員会に報告しました。

7. 業務の成果と使用した資源との対比

① 令和元年度の業務実績とその自己評価

ERCA は、良質なサービスの提供、組織と業務の効率的運営、関係法令等の遵守及び人材の育成を経営方針として掲げ、役職員一体となって着実に業務を推進してまいりました。令和元年度は年度計画及び第4期中期計画に沿って、国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上、業務運営の効率化、財務内容の改善、その他の業務運営に関する重要事項について、次表のとおり積極的な取り組みを講じつつ着実に成果を上げており、総合的にみて本中期目標の達成に向け、適切な業務運営を行っているものと考えております。

令和元年度項目別評定総括表

I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項

1 国氏に対して提供するサービスをの他の耒務の負の向上に関する事	坦	
第4期中期目標期間における自己評価・大臣評価結果	令和元年度 自己評価	行政コスト (百万円)
I 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項	В	
<公害健康被害の補償に関する業務>	В	
1 徴収業務	В	37,983
2 納付業務	В	
<公害健康被害の予防事業に関する業務>	В	
1 調査研究、知識の普及・情報提供、研修	В	
2 地方公共団体への助成事業	В	701
3 公害健康被害予防基金の運用等	В	
<民間環境保全活動の助成及び振興>(地球環境基金事業)	В	
1 助成事業	В	
2 振興事業	В	1,041
3 地球環境基金の運用等	В	
<ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理の助成>	В	1,979
<維持管理積立金の管理>	В	294
<石綿による健康被害の救済に関する業務>	Α	
1 認定・支給に係る業務	Α	5,172
2 納付義務者からの徴収業務	В	
<環境の保全に関する研究及び技術開発等の業務(環境研究総合推進費業務)>	Α	
1 研究管理	Α	5,487
2 公募、審査・評価及び配分事務	Α	
Ⅱ 業務運営の効率化に関する目標を達成するためにとるべき措置	В	
1 経費の効率化	В	
2 給与水準等の適正化	В	
3 調達の合理化	В	
Ⅲ 予算(人件費の見積りを含む。)、収支計画及び資金計画	В	
1 財務運営の適正化	В	
2 承継業務に係る適切な債権管理等	Α	3,035
Ⅳ その他業務運営に関する重要事項	В	
1 内部統制の強化	В	
2 情報セキュリティ対策の強化、適正な文書管理等	В	

3 業務運営に係る体制の強化・改善、組織の活性化	В				
総	合	評	価		
			S	0	
			Α	4	
			В	18	
合計					55,693

詳細につきましては、業務実績等報告書をご覧ください。

https://www.erca.go.jp/erca/koukai/rules.html

② 第3期中期目標期間の主務大臣評価の状況(参考)

第3期中期目標期間の主務大臣評価の状況(参考)

区:	分	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
評.	定	В	В	В	В	В

* 令和元年度は第 4 期中期目標期間の初年度に当たるため、現時点では主務大臣評価は受けておりません。

各評価項目の業務実績と評定区分の関係

- S: 当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を量的及び質的に上回る顕著な成果が得られていると認められる。
- A: 当該法人の業績向上努力により、中期計画における所期の目標を上回る成果が得られていると認められる。
- B:中期計画における所期の目標を達成していると認められる。
- C:中期計画における所期の目標を下回っており、改善を要する。
- D:中期計画における所期の目標を下回っており、業務の廃止を含めた抜本的な改善を求める。

出典:独立行政法人の評価に関する指針(平成31年3月改定)

https://www.soumu.go.jp/main_content/000605565.pdf

8. 予算と決算との対比

(単位:百万円)

区分	予算額	決算額	差額理由
収入			
運営費交付金	7,120	7,120	
補助金等	11,804	11,747	
業務収入	33,076	34,047	
受託収入	5	5	
その他収入	911	1,250	遅延損害金等の回収増
計	52,916	54,168	
支出			
業務経費	56,883	50,870	公害健康補償予防業務における公害健
			康被害者の認定患者数の減少及びポリ
			塩化ビフェニル廃棄物処理業務の処理
			量の減少等
うち人件費	974	817	
受託経費	5	5	
一般管理費	968	945	
うち人件費	444	441	
予備費	200	_	環境保全研究・技術開発勘定における
			研究費の翌事業年度への留保
計	58,057	51,819	

詳細につきましては、決算報告書をご覧ください。

https://www.erca.go.jp/erca/koukai/low22.html#mark3

9. 簡潔に要約された財務諸表(法人全体)

① 貸借対照表

(単位:百万円)

資産の部	金額	負債の部	金額
流動資産		流動負債	
現金及び預金(*1)	99,946	運営費交付金債務	265
有価証券等	74,470	引当金	102
割賦譲渡元金	5,844	その他	2,572
貸付金	29	固定負債	
その他	993	資産見返負債	276
固定資産		石綿健康被害救済基金預り金	78,316
有形固定資産	344	ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金預り金	35,567
投資有価証券等	126,142	預り維持管理積立金	110,982
破産更生債権等	403	引当金	735
その他	848	長期リース債務	253
		法令に基づく引当金等	10,353
		負債合計	239,421
		純資産の部(*2)	
		資本金(政府出資金)	15,955
		資本剰余金	43,629
		利益剰余金	10,015
		純資産合計	69,598
資産合計	309,019	負債純資産合計	309,019

注)52ページにかけて、表中の*印(*1~*7)は、それぞれ関連項目を示します。

② 行政コスト計算書

(単位:百万円)

	\ 1 \ \to \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \
	金額
損益計算書上の費用	55,693
経常費用(*3)	54,600
臨時損失(*4)	1,093
その他行政コスト(*5)	_
行政コスト合計	55,693

③ 損益計算書

(単位:百万円)

· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
	金額
経常費用(*3)	54,600
業務費	53,659
一般管理費	934
財務費用	1
その他	5
経常収益	55,640
運営費交付金収益等	20,827
自己収入等	34,812
臨時損失(*4)	1,093
臨時利益	444
前中期目標期間繰越積立金取崩額	41
当期総利益(*6)	431

④ 純資産変動計算書

(単位:百万円)

	資本金	資本剰余金	利益剰余金	純資産合計
当期首残高	15,955	43,622	28,412	87,988
当期変動額	_	7	△ 18,397	△ 18,390
その他行政コスト(*5)		-		
当期総利益(*6)		1	431	431
その他		7	△ 18,828	△ 18,822
当期末残高(*2)	15,955	43,629	10,015	69,598

⑤ キャッシュ・フロー計算書

(単位:百万円)

	金額
業務活動によるキャッシュ・フロー	△9,809
投資活動によるキャッシュ・フロー	△23,705
財務活動によるキャッシュ・フロー	△33
資金増加額(又は減少額)	△33,546
資金期首残高	46,492
資金期末残高(*7)	12,946

(参考)資金期末残高と現金及び預金との関係

	金額
資金期末残高(*7)	12,946
定期預金	87,000
現金及び預金(*1)	99,946

詳細につきましては、財務諸表をご覧ください。

https://www.erca.go.jp/erca/koukai/low22.html#mark3

10. 財政状態及び運営状況の法人の長による説明情報

① 貸借対照表

令和元年度末の資産は、3,090 億円となっておりその大半は現金・預金や投資有価証券などの金融資産です。負債は 2,394 億円となっておりますが、その大半は、各業務を行うため必要な基金預り金や積立金であり将来の行政サービスに充てるものとして負債に計上しております。

また、純資産は 695 億円であり、政府出資金、利益剰余金のほかに資本剰余金 436 億円を有しておりますが、これは公害健康被害予防基金等の造成のために民間からの出えん金を受け入れたことによるものです。

② 行政コスト計算書

行政コストは 557 億円となっておりますが、当機構は国から交付された財源にて取得した資産の減少であるその他行政コストを計上していないため、損益計算書の費用と一致しております。

③ 損益計算書

経常費用は 546 億円、経常収益は 556 億円であり当期総利益は 4 億円となっております。

経常費用の主なものは、公害健康被害補償業務(371 億円)、石綿健康被害救済業務費(47 億円)、環境保全研究・技術開発業務費(54 億円)であり、費用相当の財源として、公害健康被害補償業務については納付義務者からの賦課金収入および国からの補助金、石綿健康被害救済業務費については基金預り金、環境保全研究・技術開発業務費については、運営費交付金を収益として計上しております。

当期総利益の大きな要因は、承継勘定の建設譲渡事業にかかる割賦譲渡債権等の回収において、正常債権以外の回収を行ったこと、運営費交付金を財源とした業務において業務達成基準による利益が発生したことによるものです。

④ 純資産変動計算書

当期変動額について、資本剰余金が7百万円増加しておりますがこれは、基金勘定において、民間からの出えん金を受け入れたことによるものです。

また、利益剰余金については 184 億円減少しておりますが、主な要因は、中期計画の終了に伴い、 188 億円を国庫納付したことによるものです。

⑤ キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フローは、国庫納付による支出により 188 億円減少、維持管理積立金が 67 億円増加したこと等により、98 億円の資金減少となっております。

投資活動によるキャッシュ・フローは、有価証券等の取得が多かったため 237 億円の資金減少となっております。

結果、335 億円の資金減少となり、令和元年度の期末残高は 129 億円となりました。

11. 参考情報

財務諸表の科目

①貸借対照表

現金及び預金等:現金、預金、預託金及び満期保有目的の有価証券等

割賦譲渡元金:建設譲渡事業の割賦代金の債権残高

貸付金:融資事業の貸付残高

その他(流動資産):補償給付費の精算にかかる未収金等

有形固定資産:建物附属設備、備品で当機構が長期にわたり使用する有形の固定資産

投資有価証券等: 満期保有目的で保有する投資有価証券、預託金

破産更生債権等:経営破綻又は実質的に経営破綻に陥っている債務者に対する債権等

その他(固定資産): 当機構が入居するビルに対する敷金、ソフトウェアなど具体的な形態を持たない 無形固定資産等

運営費交付金債務: 当機構の業務を実施するために国から交付された運営費交付金のうち、翌事業 年度以降に収益化を予定している債務残高

引当金:将来の特定の費用又は損失を当期の費用又は損失として見越し計上するもので、賞与引当金、退職給付引当金が該当

その他(流動負債):地方公共団体に対する未払金等

石綿健康被害救済基金預り金:石綿健康被害の救済給付に充てるため、機構法第 16 条の 2 に基づき、石綿による健康被害の救済に関する法律第 31 条の規定において充てるものとされた金員ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理基金預り金:ポリ塩化ビフェニル廃棄物の処理に要する助成に充てるため、機構法第 16 条の規定において充てるものとされた金員

預り維持管理積立金:特定廃棄物最終処分場の埋立終了後に適正な維持管理に必要となる費用として、廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条の5に基づき処分場の設置者から予め積み立てられた金員

資産見返負債:運営費交付金等を財源として取得した償却資産に係る帳簿価額相当額

長期リース債務:支払期間が1年を越えるシステムにあてる経費

法令に基づく引当金等:公害健康被害者に係る補償給付に充てるため、独立行政法人会計基準第 92 に基づき計上した納付財源引当金

政府出資金:国からの出資金であり、当機構の財産的基礎を構成

資本剰余金:機構法第 14 条の規定に定める公害健康被害予防基金に充てるために大気汚染物質 排出施設設置者等から拠出された金員及び機構法第 15 条の規定に定める地球環境基金に 充てるために出えんされた金員等

利益剰余金: 当機構の業務に関連して発生した剰余金の累計額

②行政コスト計算書

損益計算書上の費用:損益計算書における経常費用、臨時損失

その他行政コスト: 政府出資金や国から交付された施設費等を財源として取得した資産の減少に対応する、独立行政法人の実質的な会計上の財産的基礎の減少の程度を表すもの

行政コスト:独立行政法人のアウトプットを産み出すために使用したフルコストの性格を有するとともに、独立行政法人の業務運営に関して国民の負担に帰せられるコストの算定基礎を示す指標としての性格を有するもの

③損益計算書

業務費: 当機構の業務に要した費用、公害健康被害者に係る補償給付、石綿健康被害者に対する 救済給付等の経費

一般管理費:当機構を運営するため要した費用、当機構が入居するビルに対する賃借料等の経費 財務費用:利息の支払や、信用格付手数料等

運営費交付金収益等: 国からの運営費交付金のうち、当期の収益として認識したもの、国・地方公 共団体等からの補助金等

自己収入等:公害健康被害者に対する補償給付等に充てるため、ばい煙発生施設等設置者から徴収した収益、基金の運用による利息収入等

臨時損失:法令に基づく引当金等の繰入等

臨時利益:資産見返運営費交付金戻入等

前中期目標期間繰越積立金取崩額:前中期目標期間の最後の事業年度の利益処分により、現中期目標期間に繰り越すこととされた積立金のうち、当期に取り崩した額

4)純資産変動計算書

当期末残高:貸借対照表の純資産の部に記載されている残高

その他:国庫納付金の納付等

⑤キャッシュ・フロー計算書

業務活動によるキャッシュ・フロー: 当機構の通常の業務の実施に係る資金の状態を表し、補償給付 等の費用に充てるための収入及び支出、人件費支出等が該当

投資活動によるキャッシュ・フロー: 将来に向けた運営基盤の確立のために行われる投資活動に係る 資金の状態を表し、有価証券の取得・売却等による収入・支出が該当

財務活動によるキャッシュ・フロー:リースに係る債務の支払

業務実績等報告書、事業報告書、財務諸表等

https://www.erca.go.jp/erca/koukai/low22.html

https://www.erca.go.jp/erca/koukai/rules.html











環境報告書

https://www.erca.go.jp/erca/houkoku/index.html





環境再生保全機構ホームページ

https://www.erca.go.jp/





各種情報コーナー

独立行政法人環境再生保全機構のホームページで公開中です

ぜん息・COPD プラットフォーム

ぜん息やCOPDに関する基礎情報、 最新情報、イベント開催情報について 紹介しています。





https://www.erca.go.jp /yobou/zensoku/platfor m/index.html

公害健康被害補償予防制度





https://www.erca.go.jp/fuka kin/40th/ayumi/index.html

環境NGO・NPO団体情報の 検索・閲覧





https://www.erca.go.jp/jfge/ ngo/html/main

石綿健康被害と救済給付について



- 石綿(アスベスト)について
- ・石綿関連疾患に関する情報
- 石綿健康被害救済制度 について情報を発信しています。



https://www.erca.go.jp/ asbestos/931/index.html

■Twitter(予防事業)

https://twitter.com/ERCA_yobou



■Instagram (地球環境基金)

https://www.instagram.com/ erca_klkin/



Twitter(地球環境基金)

https://twitter.com/ERCA_kikin



■ERCA Youtubeチャンネル

https://m.youtube.com/channel/ UCOZYk6vL5fqkPTWBLNInccQ

